3　物品が更なる検査のために選定される場合には、当該検査については、合理的かつ必要なものに限定し、並びに不当に遅滞することなく行い、及び完了する。

4　各締約国は、物品が到着する前に、到着する時に又は到着した後可能な限り速やかに関税、租税、手数料及び課徴金についての最終的な決定が行われない場合において、その他の全ての規制上の要件が満たされているときは、当該決定の前に物品の引取りを許可する手続を採用し、又は維持する。締約国は、当該引取りの許可の条件として、自国の法令に従って保証（その対象となる物品について最終的に納付されるべき関税、租税、手数料及び課徴金の納付を確保するために当該締約国が必要とする額を超えないものとする。）を要求することができる。

5　この条のいかなる規定も、締約国が自国の法令に適合する方法により物品を検査し、留置し、差し押さえ、没収し、又は取り扱う権利に影響を及ぼすものではない。

6　各締約国は、全ての規制上の要件が満たされていることを条件として、腐敗しやすい物品の回避可能な損失又は品質の低下を防止するため、腐敗しやすい物品の税関管理からの引取りの許可に関して次の事項を定める。

(a)　通常の状況においては、可能な限り短い時間内（可能な限り、物品が到着し、かつ、引取りの許可のために必要な情報が提出された後六時間未満）における引取りの許可

(b)　例外的な状況において適当と認める場合には、税関当局の執務時間外における引取りの許可

7　各締約国は、必要とされる検査の日程を決定する場合には、腐敗しやすい物品を適切に優先する。

8　各締約国は、腐敗しやすい物品の引取りの許可を保留する間、当該腐敗しやすい物品を適切に保管するための手配を行うものとし、又は輸入者が当該手配を行うことを認める。各締約国は、当該輸入者が手配する保管施設について、自国の関係当局が承認し、又は指定したものであることを要求することができる。当該保管施設への当該腐敗しやすい物品の移動（当該腐敗しやすい物品を移動する事業者に与えられる許可を含む。）については、必要な場合には、関係当局の承認を条件とすることができる。各締約国は、実行可能であり、かつ、国内法令に適合する場合において、当該輸入者の要請があったときは、引取りの許可のために必要な手続が当該保管施設において行われることを定める。

第四・十二条　情報技術の利用

1　各締約国は、可能な限り、物品の迅速な通関及び引取りの許可のための国際的に受け入れられた基準に基づき、税関の業務を補助するために情報技術を利用する。

2　各締約国は、可能な限り、物品の引取りの許可のための税関手続を迅速にする情報技術（物品の積荷の到着前のデータの提出及び危険度に応じた管理手法による特定のための電子的な又は自動化されたシステムを含む。）を利用する。

3　各締約国は、自国の貿易実務に係る文書について、電子的形式により公に利用可能なものとするよう努める。

4　各締約国は、電子的に提出される貿易実務に係る文書について、当該貿易実務に係る文書が書面により提出される場合と法的に同等なものとして受理するよう努める。

5　各締約国は、貿易実務に係る文書の電子化について定める施策を策定するに当たっては、国際機関の下で作成される国際的な基準又は方式を考慮するよう奨励される。

6　各締約国は、電子的に提出される貿易実務に係る文書の受理を促進するため、他の締約国と協力し、及び国際的な場において協力する。

第四・十三条　認定事業者のための貿易円滑化措置

1　各締約国は、3の規定に従い、特定の基準を満たす事業者（以下この章において「認定事業者」という。）に対して、輸入、輸出又は通過の方式及び手続に関連する追加の貿易円滑化措置を提供する。締約国は、これに代えて、全ての事業者に一般に利用可能な税関手続により当該措置を提供することができるものとし、別の制度を制定することを要求されない。

2　認定事業者としての資格を有するための特定の基準は、締約国の法令又は手続に定める要件の遵守に関連し、又は当該要件の不遵守の危険性に関連するものとする。

(a)　当該基準は、公表されるものとし、次のものを含むことができる。

(i)　関税法令その他の関連する法令の遵守に関する適当な記録

(ii)　必要な内部の統制を可能にするために記録を管理する制度

(iii)　財務上の支払能力（適当な場合には、十分な担保又は保証の提供を含む。）

(iv)　サプライチェーン・セキュリティ

(b)　当該基準は、次の(i)及び(ii)の要件を満たすものとする。

(i)　同様の条件の下にある事業者の間において、恣意的又は不当な差別をもたらすように設計せず、又は適用しないこと。

(ii)　可能な限り、中小企業の参加を制限しないこと。

3　1の規定に従って提供される貿易円滑化措置のうち少なくとも三つを含めるものとする。(注)

注　(a)から(g)までに掲げる措置は、全ての事業者に一般に利用可能なものである場合には、認定事業者に提供されているものと認められる。

(a)　適当な場合には、書類及びデータの要求の低減

(b)　適当な場合には、物理的な検査の割合の低減

(c)　適当な場合には、引取りの許可までに要する時間の短縮

(d)　関税、租税、手数料及び課徴金の納期限の延長

(e)　包括的な保証の利用又は保証の軽減

(f)　一定の期間内の全ての輸入又は輸出についての一括した税関申告

(g)　認定事業者の施設又は税関当局が許可した他の場所における物品の通関

4　各締約国は、国際的な基準が存在する場合には、当該基準に基づいて認定事業者に係る制度を構築するよう奨励される。ただし、当該基準が、追求される正当な目的を達成する方法として適当でなく、又は効果的でない場合は、この限りでない。

5　各締約国は、事業者に提供される貿易円滑化措置を強化するため、他の締約国に対し、認定事業者に係る制度の相互承認について交渉する可能性を認める。

6　締約国は、それぞれの認定事業者に係る制度を構築するに当たり、適当な場合には、第四・二十条（協議及び連絡部局）の規定に従って指定される連絡部局及び物品に関する委員会を利用しつつ、次のことを通じて協力するよう奨励される。

(a)　認定事業者に係る制度に関する情報及び新たな制度を導入するための取組に関する情報を交換すること。

(b)　事業者の意見及び経験に関する展望並びに事業者に対する広報に関する最良の慣行を共有すること。

(c)　認定事業者に係る制度の相互承認への取組方法に関する情報を共有すること。

(d)　貿易を促進するために認定事業者に係る制度の便益を増大させる方法（特に、税関に関する問題の解決のために認定事業者の調整者として税関職員を任命すること。）を検討すること。

第四・十四条　危険度に応じた管理手法

1　各締約国は、税関管理のために危険度に応じた管理手法の制度を採用し、又は維持する。

2　各締約国は、恣意的若しくは不当な差別又は国際貿易に対する偽装した制限を回避するような態様で、危険度に応じた管理手法を設計し、及び適用する。

3　各締約国は、危険度の高い貨物に税関管理及び可能な限りその他の関連する国境管理を集中させ、並びに危険度の低い貨物の引取りの許可を迅速に行う。各締約国は、また、自国の危険度に応じた管理手法の一部として、税関管理及び国境管理のために貨物を無作為に選定することができる。

4　各締約国は、危険度に応じた管理手法について、適当な選定の基準による危険性の評価を根拠とするものとする。当該選定の基準には、特に、統一システム番号、物品の性質及び品名、原産国、仕出国、物品の価額、貿易業者の遵守に関する記録並びに輸送手段の種類を含めることができる。

第四・十五条　急送貨物

1　各締約国は、少なくとも航空貨物施設を通じて輸入される物品について、適切な税関管理及び選定を維持しつつ、次のことによって、急送貨物の通関を迅速に行うための税関手続を採用し、又は維持する。(注)

注　この1の規定は、締約国がこの条に規定する待遇を与える既存の手続を有する場合には、当該締約国に対し、別の迅速な引取りの許可の手続を導入することを要求するものではない。

(a)　急送貨物に関連する情報を到着の前に処理することについて定めること。